

令和6年度 高齢者相談センター(地域包括支援センター)評価概要

1. 目的

地域包括ケアシステムの構築にあたって、地域の総合相談窓口としての機能を果たしていくためには、地域包括支援センター（本市においては高齢者相談センター 以下「センター」という。）の運営が公平・中立を旨とし、安定的・継続的に行われていくことが重要である。

そのため設置者である習志野市は、センターの運営状況や事業内容等について客観的に評価し、市とセンターが互いに役割や現状を理解、共有し、効果的な取り組みが行われることを目的とする。

- （１）センターの市民への認知度の向上。
 - （２）評価情報に客観性を持たせ、公益性の確保に向けた情報公開を実施する。
 - （３）一連のプロセスを通じて、より良い運営・活動に向けた取り組みを推進する。
- *介護保険法第 115 条の 46 第 4 項及び同第 9 項に基づき実施する。

2. 評価対象

市内 5 か所の高齢者相談センター

3. 評価項目

大項目 6 本を柱とする中項目を 30 設定し、95 の評価指標を設定しました。

大項目	中項目	評価指標
1. 運営体制と共通的基盤業務	10	30
2. 総合相談支援業務	7	22
3. 権利擁護業務	5	19
4. 包括的・継続的ケアマネジメント	3	9
5. 介護予防のケアマネジメント	3	9
6. その他	2	6
合 計	30	95

4. 評価基準

評価基準は、「1」「2」「3」「4」「5」の5段階評価とし、評価指標に示された取り組みを行っている「評価3」が要求水準となっています。

高齢者相談センター 5段階評価基準	
評価5	4よりさらに優れた状態
評価4	市が求める以上の取組をしている状態
評価3	適切な状態
評価2	一部不十分な状態
評価1	極めて不十分な状態